

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市中洋供用会館		
施設の所在地		青木町二丁目1-16		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	中洋地区自治会協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,080人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市牛野谷供用会館		
施設の所在地		牛野谷町二丁目24-4		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	牛野谷地区自治会連合協議会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ4,665人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市三笠供用会館		
施設の所在地		三笠町三丁目7-1		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	三笠町三丁目自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ4,878人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市南岩国供用会館		
施設の所在地		南岩国町一丁目25-37		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	南天地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ3,714人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市山手供用会館		
施設の所在地		山手町三丁目2-23		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	山手供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ2,089人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市堀川供用会館		
施設の所在地		中津町一丁目12-34		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	堀川供用会館運営委員会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,260人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		岩国市室の木東供用会館		
施設の所在地		立石町四丁目7-60		
施設の設置条例		岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的		地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	むつみ自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務		・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,955人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		港町集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町港一丁目15番23号		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	港町自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数:延べ50件、利用者数:延べ426人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		横道集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町3415番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	横道自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数:延べ56件、利用者数:延べ851人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		上北集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町西三丁目15番5号		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	上北自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数:延べ86件、利用者数:815人